

見附市告示第62号

見附市難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱（令和3年見附市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「きたして」を「来して」に、「補聴器の装用」を「補聴器装用」に、「向上を図ることで」を「向上及び閉じこもりの防止を図り」に改める。

第2条第1号中「74歳以下」を削る。

第3条第1項を次のように改める。

助成額は、補聴器購入費に2分の1を乗じて得た額とし、25,000円を上限額とする。

第4条第1項第1号中「第15条」を「第15条第1項」に改め、同条第2項中「再度の補聴器購入費の助成に係る前項」を「第1項」に、「前回の」を「この要綱に基づき」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号に定める書類の有効期間は、当該書類作成の日から3か月とする。

第5条中「審査し」の次に「助成の可否を決定しなければならない。この場合において」を加える。

第6条中「通知」の次に「（以下「決定通知」という。）」を加え、「速やかに」を削り、「第4条第2号」を「第4条第1項第2号」に改め、同条後段中「補聴器を購入する者」を「申請者」に、「受領について」を「受領を」に、「当該申請書は、当該補聴器」を「同条に定める書類に記載された」に改め、「補聴器を」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の購入は、決定通知の日が属する年度の3月31日までに行わなければならない。

第7条中「難聴者補聴器購入費助成請求書」の次に「（様式第5号）」を加え、「前条」を「前条第1項」に改める。

様式第1号中「、税務資料」を削り、「第15条」を「第15条第1項」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

補聴器購入意見書

対象者	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
病 名				
聴 力 (4分法平均 (※))	右	dB	左	dB
補聴器の 要・否 及び効果	右(要・否)		左(要・否)	
※聴力が40dB 未満の場合、 補聴器の必要 性を記入	(両耳に必要な場合は、その理由)			
処 方	補聴器の種類	<input type="checkbox"/> ポケット型	<input type="checkbox"/> 耳掛け型	
	イヤーマールド	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
上記のとおり診断する。				
年 月 日				
医療機関名 医師氏名				

※本意見書は、身体障害者福祉法第15条第1項による指定医が作成してください。

※4分法平均聴力とは、周波数500、1000、2000Hzにおける気導聴力閾値の測定値をそれぞれa、b、cとした場合、 $(a + 2b + c) / 4$ の算式で算出した数値とします。ただし、測定値が100dB以上の場合は105dBとして計算します。

なお、聴力の測定は、JIS規定に適合したオーディオメータを用いた純音聴力検査によります。

※本意見書の有効期限は作成(診断)日から3か月です。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。